

福岡県医発第684号(地)

平成17年 7月 1日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医 師 会

会長 竹 嶋 康 弘



「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び
検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う重症急性呼吸器症候
群の取扱いについて」の一部改正について

標記の件につきまして、厚生労働省から別添のとおり通知がなされた旨、福岡県保
健福祉部より連絡がありましたので、ご参考までにお知らせいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



「公印省略」

17 健第 1317 号
平成17年6月24日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長
(健康対策課結核感染症係)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び
検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う重症急性呼吸器症候
群の取扱いについて」の一部改正について

標記について、厚生労働省より別添（写）のとおり一部改正がありましたの
でお知らせいたします。

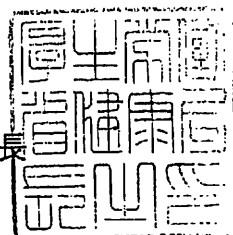
また、併せて参考のため関係通知について、送付いたします。



健感発第 0620001 号
平成 17 年 6 月 20 日

各 { 都道府県知事
政令市市長
特別区区長 } 殿

厚生労働省健康局長



「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び
検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う重症急性呼吸器症候群
の取扱いについて」の一部改正について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一
部を改正する法律の施行に伴う重症急性呼吸器症候群の取扱いについて」（平成
15 年 11 月 5 日付け健発第 1105004 号厚生労働省健康局長通知）を次のよう
に改正する。

記

「。以下「改正法」という。」を削る。

2 を次のように改める。

2 削除

○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う重症急性呼吸器症候群の取扱いについて」(平成15年11月5日付け健発第1105004号厚生労働省健康局長通知)新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。以下「SARS」という。)については、従来、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)の指定感染症及び検疫法第34条の感染症として政令で指定を行い、この取扱いについて、平成15年7月14日付け健感発第0714003号及び同日付け健発第0714007号・食安発第0714001号により通知していたところあるが、今般、感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成15年法律第145号)が施行され、感染症法の一類感染症及び検疫法第2条第1号の検疫感染症として位置付けられることに伴い、感染症法及び検疫法におけるSARSの取扱いについて、改めて、下記のとおり定めたので通知する。 <u>2 削除</u>	重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。以下「SARS」という。)については、従来、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)の指定感染症及び検疫法第34条の感染症として政令で指定を行い、この取扱いについて、平成15年7月14日付け健感発第0714003号及び同日付け健発第0714007号・食安発第0714001号により通知していたところあるが、今般、感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成15年法律第145号。<u>以下「改正法」という。</u>)が施行され、感染症法の一類感染症及び検疫法第2条第1号の検疫感染症として位置付けられることに伴い、感染症法及び検疫法におけるSARSの取扱いについて、改めて、下記のとおり定めたので通知する。 <u>2 獣医師の届出</u> <u>感染症法第13条第1項に基づき、イタチアナグマ、タヌキ及びハクビシンについてSARSにかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときは、直ちに、獣医師は、当該動物の所有者の氏名等の事項を最寄りの保健所を経由して都道府県知事等に届け出なければならないこととされているが、この届出については以下の点に留意するよう獣医師に周知されたいこと。</u>

	<u>(1)「SARSにかかり、又はかかっている疑いがある」ものとして届出を行う必要がある事由は、以下のとおりとすること。</u> <u>ア SARSコロナウイルス（きわめて類似のウイルスを含む。以下(2)において同じ。）の分離</u> <u>イ PCR検査によりSARSコロナウイルスウイルス遺伝子の検出</u> <u>ウ SARSコロナウイルス血清抗体の検出</u> <u>(2)(1)の要件は、当面、主として研究機関等からの届出を想定しているものであり、一般の獣医療の臨床現場において必要な検査を行うことを求めるものでないこと。</u>
--	--

健発第1105004号

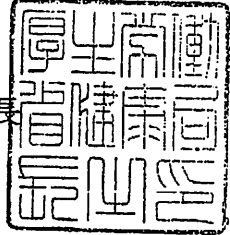
平成15年11月5日

各

都道府県知事
政令市市長
特別区区长

 殿

厚生労働省健康局長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を
改正する法律の施行に伴う重症急性呼吸器症候群の取扱いについて

重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。以下「SARS」という。）については、従来、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）の指定感染症及び検疫法第34条の感染症として政令で指定を行い、この取扱いについて、平成15年7月14日付け健感発第0714003号及び同日付け健発第0714007号・食安発第0714001号により通知していたところあるが、今般、感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成15年法律第145号。以下「改正法」という。）が施行され、感染症法の一類感染症及び検疫法第2条第1号の検疫感染症として位置付けられることに伴い、感染症法及び検疫法におけるSARSの取扱いについて、改めて、下記のとおり定めたので通知する。

なお、これに伴い、平成15年7月14日付け健感発第0714003号及び同日付け健発第0714007号・食安発第0714001号は廃止する。

記

1 積極的疫学調査により収集した情報の公表

厚生労働大臣及び都道府県知事等（都道府県知事、保健所設置市及び特別区の長をいう。以下同じ。）は、感染症法第12条から第15条までの規定により収集したSARSに関する情報について分析を行い、感染症の予防のための情報を積極的に公

表しなければならないこと。

SARSの患者及び疑似症患者に関して公開する情報の内容は、当面、以下のとおりとすること。

(1) SARS患者について

ア 通報自治体

イ 年齢

ウ 性別

エ 国籍

オ 渡航地域及び期間

カ 病状（軽快、安定、悪化等）、接触者の状況及び疫学調査の結果からの安心情報等（通報後も必要に応じて病状の経過について公表する。）

(2) SARS疑似症患者について

ア 通報自治体

イ 年代（10代刻み）

ウ 性別

エ 国籍

オ 渡航地域

カ 病状（軽快、安定、悪化等）及び接触者の状況等（通報後も必要に応じて病状の経過について公表する。）

なお、これらにより収集した情報の管理、公表については、個人情報の保護に細心の注意を払い、患者等が差別や不利益を受けることのないよう万全を期すよう努められたいこと。

2 獣医師の届出

感染症法第13条第1項に基づき、イタチアナグマ、タヌキ及びハクビシンについてSARSにかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときは、直ちに、獣医師は、当該動物の所有者の氏名等の事項を最寄りの保健所を経由して都道府県知事等に届け出なければならないこととされているが、この届出については以下の点に留意するよう獣医師に周知されたいこと。

(1) 「SARSにかかり、又はかかっている疑いがある」ものとして届出を行う必要がある事由は、以下のとおりとすること。

ア SARSコロナウイルス（きわめて類似のウイルスを含む。以下（2）において同じ。）の分離

イ PCR検査によりSARSコロナウイルス遺伝子の検出

ウ SARSコロナウイルス血清抗体の検出

(2) (1)の要件は、当面、主として研究機関等からの届出を想定しているものであり、一般の獣医療の臨床現場において必要な検査を行うことを求めるものでないこと。

3 検疫感染症に感染したおそれのある者の入国後の健康状態の確認等

検疫法第18条第2項及び第3項並びに感染症法第15条の2に基づく入国後の健康状態の確認等の施行に当たっては次の点に留意すること。

- (1) 検疫法第18条第2項に基づき検疫感染症に感染したおそれのある者に対し入国後の健康状態等について報告を求めるのは、当面、検疫感染症のうち、SARSに感染したおそれのある者のみとすることとし、かつ、入国時にはSARSの症状が出ていないが、一定の感染リスクがある者に対して適用するものであること。

この一定の感染リスクがある者としては、次のいずれかに該当する者とする。

- ① SARSの疑いのある患者を治療している医療機関で働いていた者
- ② 同居の家族等でSARSの疑いで入院した人がいる者
- ③ SARSの疑いで入院した患者に見舞い等で接触した者

- (2) 検疫所及び都道府県等においては、検疫法第18条第3項に基づき、健康状態についての報告を求めた者等の個人情報については、その管理に万全を期し、報告を行った者が差別や不利益を受けることのないようにすること。

- (3) 都道府県知事等が感染症法第15条の2に基づき健康状態に異状を生じた入国者について、調査等を行った結果、SARSの疑いがあると判断した場合には、必要に応じ、感染症法第17条に規定する健康診断、第19条に規定する入院勧告等を行うこと。

また、感染症法の規定に基づき医療を提供する場合には、原則として自己負担は生じないことを説明するとともに、健康管理のために必要な情報提供を行い対象者本人の理解を得ながら適切に医療を提供するよう努められたいこと。